

【論文】

準市場としての保育所の選択制(4・完)

児 山 正 史

目次

1. はじめに
2. 概観
3. 利用者の行為主体性
4. 条件の充足
 - (1) 競争 (以上、第9～11号)
 - (2) 情報
 - (3) いいとこ取り
5. 良いサービスの提供
6. おわりに

(2) 情報

利用者が供給者をうまく選択し、それが質の向上をもたらすためには、利用者が質に関する情報を持ち、質を重視して選択しなければならない。本節では、情報に関する制度を概観した上で、実態についての調査結果を整理する。

①制度

情報に関する制度としては、自治体・保育所による情報提供、自己評価、第三者評価の規定・指針を見ていく。

第1に、自治体・保育所による情報提供については、1998年度施行の児童福祉法改正により、市町村は、保護者の保育所の選択に資するため、保育所に関し情報の提供を行わなければならないこと(24条5項)、保育所は、地域の住民に対して保育に関し情報の提供を行うよう努めなければならないこと(48条の2)が定められた。2015年度施行の子ども・子育て関連3法により、市町村の情報提供に関する児童福祉法の規定は削除されたが、子ども・子育て支援法において、市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うものとされた(42条)。また、同法において、特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育の提供を開始しようとするときなどは、教育・保育の内容や施設

の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告しなければならない、都道府県知事は報告の内容を公表しなければならないことも定められた(58条)。なお、保育所による情報提供に関する児童福祉法の規定は残された(48条の3、4)。

第2に、自己評価については、2000年施行の社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことに努めなければならないことが定められた(78条)。また、2009、18年度施行の保育所保育指針では、保育所は、保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとされた(2009年4章2(2)、2018年1章3(4))。

第3に、第三者評価については、2015年度から、定期的な外部評価が保育所の努力義務とされた(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準36条の2)。なお、2002年に児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針が示され(厚生労働省2002)、2004年にはこれに代わる福祉サービス第三者評価事業に関する指針が示され(厚生労働省2004)、2014年に全部改正された(厚生労働省2014)。

以上のように、情報提供に関する市町村、保育所、都道府県知事の義務や、自己評価・第三者評価に関する保育所の努力義務が定められている。

②実態

情報に関する実態については、評価の実施状況などを見た上で、評価結果を含む情報の提供、利用に関する調査結果を整理する。

(a) 評価

評価については、保育所による自己評価の実施、市町村による第三者評価の受審促進、第三者評価の受審に関する調査結果を整理する。

第1に、自己評価については、全国の保育所への2007年の調査(有効回収864)において、自己評価をどのような指標を用いて実施しているかを尋ねたところ、保育団体・組織や保育所が作成したチェックリストを使用しているという回答が計61%、客観的な指標を使った自己評価は実施していないというものが38%だった(日本保育協会保育制度2008:135)。

第2に、市町村による第三者評価の受審促進については、まず、全国の市町村への2013年の調査(回答323)によると、第三者評価の受審に係る施策として(複数回答)、特に何もしていないという回答が73%、受審を奨励しているというものが16%などだった(公正取引委員会2014:69)。また、全国の市町村への2017年の調査(有効回収962)によると、第三者評価の受審を促す取組みを実施していないという回答が82%であり、実施している市町村(17%)の具体的な取組みとしては(複数回答)、第三者評価制度の普及啓発が44%(有効回収に対する割合は8%)、受審費用の補助が30%(同じく5%)などだった(日本保育協会2018:41)。

第3に、第三者評価を受審した保育所は、2019年度は全保育所の7%だった(全国社会福祉協議会2020、厚生労働省保育状況2020:2)。

以上のように、自己評価の実施割合は不明であるが、客観的な指標を使っていない保育所が2007年には4割だった。また、第三者評価については、受審の促進を行っていない市町村が7～8割であり、保育所の受審率は1割だった。

(b) 情報提供

情報提供については、市町村、都道府県、保育所による実施状況を見ていく。

第1に、市町村によるものについては、まず、全国の市町村への2005～14年の3年毎の調査によると、保育施設・サービスの内容について情報提供している割合は99%以上だった(厚生労働省児童概況2005, 2008, 2011, 2014)。他方、全国の市町村への2017年の調査(回収962)では、認可保育所(公立、私立別)について公開している情報を尋ねたところ(複数回答)、開所時間・延長保育等の実施状況を挙げたものは9割前半だったが、サービスの質に関する情報のうち、保育方針は5～6割、保育の様子、給食の状況は4割前後、施設設備は3～4割、職員(数、年齢層、人柄・雰囲気など)は2割、安全・衛生面の対応方針は1～2割、第三者評価の結果は1割だった(日本保育協会2018: 46)。

第2に、都道府県による情報提供については、まず、制度が始まった2015年の8～11月の19都道府県への調査によると、教育・保育情報を公表できていないものが63%、一部未公表だったものが37%だった(総務省2016: 185)。また、2016年6月の全都道府県への調査でも、公表を実施しているものは30%、実施していないものは70%だった(内閣府2016)。

第3に、保育所による質に関する情報の提供割合は(表1)、保育の理念・方針・特徴・内容、一

表1 保育所による質に関する情報の提供割合

(単位: %)

出典等 年 主体 N		①		②		③		④
		1999		2000		2013		2017
		公営	民営	公営	民営	社福	会社	
設備	施設・設備	64	64	37	47	42	42	68
	職員の状況	52	48	—	—	—	—	41
職員	保育士数	—	—	—	—	47	32	—
	保育士の経験年数	—	—	—	—	5	8	—
	理念・方針・特徴・内容	71	74	61	59	73	68	88
内容	保育計画	—	—	51	47	—	—	—
	一日の過ごし方・流れ	83	74	62	56	66	62	78
	給食	—	—	—	—	54	44	74
	行事	84	82	—	—	69	56	—
	衛生・防災	—	—	26	21	—	—	56
評価	第三者評価の結果	—	—	—	—	22	19	14

- 出典：①日本保育協会1999：表55、②日本保育協会保育制度2000：表43、84-105、③公正取引委員会2014：56-7、④日本保育協会2018：47より作成。
- 注：いずれも全国の調査、複数回答。設問・選択肢の表現は調査によって異なる。対象は、①②保育所、③保育所を設置している法人、④保育施設(認可保育所958、認定こども園166、認可外保育施設146、認証保育施設47、無回答25)。「社福」は社会福祉法人。

日の過ごし方・流れ、行事が6～9割、施設・設備、職員の状況、保育計画、給食が4～7割、保育士数、衛生・防災が2～6割、保育士の経験年数、第三者評価の結果が1～2割だった。

以上のように、市町村のほとんどは保育施設・サービスに関する情報提供を実施しており、開所時間などについては9割以上が公開していたが、サービスの質については各6割以下であり、第三者評価の結果は1割だった。また、都道府県による情報の公表は、制度開始から1年以上経過した時点でも実施割合が3割だった。他方、保育所は、サービスの質に関する情報を提供する割合が比較的大きかったが、第三者評価の結果については1～2割だった。

(c) 情報の利用

情報の利用については、情報の入手先、入手した情報、情報に対する評価を見た上で、選択の理由、重視した点に関する調査結果を整理する。

第1に、情報の入手先については、まず、首都圏の認可保育所の利用者への2006年の調査（回答690、うち公立334、私立356）によると、預け先の情報の入手先は（複数回答）、自治体の窓口が5割、自治体の広報誌とホームページが各1～2割、預け先のホームページが5%前後、友人・知人が3割前後、特に入手しなかったは1割程度だった。なお、見学したかどうかを尋ねた別の設問では、見学したという回答が7割だった（国民生活センター2007：73, 63）。次に、私立保育所の利用者への2013年のウェブ調査（回答417）によると、情報の入手手段は（複数回答）、自治体のウェブサイト、自治体の広報誌・パンフレットが1～2割、説明会、保育園のウェブサイトが3割、保育園のパンフレット・チラシ・ポスターが1割、周囲・知人等が3～4割、特に行っていないが2割だった（公正取引委員会2014：60）。最後に、全国の保育施設の利用者への2017年の調査（回答4,531）によると、利用した情報は（複数回答）、自治体からの配布物が4割、自治体のホームページが3割、自治体の相談窓口が1割、保育施設の訪問・見学が5割、保育施設のホームページ等が3割、友人・知人等が4割だった（日本保育協会2018：50）。このように、調査によって結果は異なるが、情報の入手先としては、自治体、保育所、友人・知人が同程度に挙げられていた。

第2に、入手した情報については、全国の保育施設の利用者への2017年の調査（回答4,531）によると（複数回答）、開所時間・延長保育・休日保育が7割、施設設備、保育の様子が5割、給食の状況、保育方針が4割、職員が3割、安全・衛生面での対応方針が2割などだった（第三者評価の結果は4%だった）。なお、同じ調査によると、第三者評価制度を知らないという回答が8割であり、制度を知っている人のうち、現在利用している保育施設が第三者評価を受審しているかどうかを知らないという回答が45%、受審しているが結果を知らないが31%、受審しており結果を知っているが17%（全体に占める割合は3%）だった（同上：47, 37）。このように、利用者は質に関する各情報を最大5割程度入手していたが、第三者評価の結果はほとんど入手していなかった。

第3に、情報に対する評価のうち、まず、市町村の情報については、全国の保育所利用者への1999年の調査（有効回収19,499）によると、保育所入所に関する市町村の情報提供の内容・方法につ

いて、非常に満足が3%、満足が18%、普通が53%、不満が14%、非常に不満が3%などだった。次に、同じ調査によると、保育所入所に関する保育所の情報提供について、非常に満足が4%、満足が23%、普通が48%、不満が9%、非常に不満が2%などだった（これらの点について、1997年度以前からの利用者と1998年度からの利用者の回答にほとんど違いはなかった）（日本保育協会1999：表27, 149）。なお、全国の保育施設の利用者への2017年の調査（回答4,531）によると、保育施設が自ら発信する情報についての課題は（複数回答）、特になしが6割、知りたい情報が迅速に得られない、知りたい情報の入手方法が分からない、入手した情報が信頼できるか分からないが1割だった（日本保育協会2018：54）。このように、市町村や保育施設の情報提供に対する評価は、普通が5割、肯定的なものが2～3割、否定的なものが1～2割だった。

第4に、選択の理由としてサービスの質に関するものが挙げられた割合は（表2）、調査によって異なっていた。まず、全国の利用者への1999年と2000～15年の調査では、先生の印象が2～3割、保育方針・内容、地域の評判が1～3割などだった。他方、首都圏の利用者への2006年の調査では、認可保育所であるが7割、園内で給食を作るが4～5割、園庭がある、外遊び・散歩をするが3～4割、保育スタッフの対応が2～4割、施設が清潔、保育方針を評価が1～3割などだった。このように、選択の理由として質に関する各項目を挙げた割合は、全国の調査では3割以下、首都圏の調査では最大7割（ほとんどは5割以下）だった。

第5に、重視した点については、まず、首都圏の保育園利用者への2003、08年の調査によると（表3）、保育園選びで重視したこととして質に関するものを挙げた割合は、雰囲気が良いが4割程度、評判が良いが3～4割、園長・先生が信頼できる、保育・教育内容が良いが2～3割、見学時の印象が良いが2割程度などだった。また、全国の保育施設の利用者への2017年の調査（回答4,531）によると、現在の施設の利用の決め手となった情報は（複数回答）、施設の所在地・アクセスが7割、開所時間・延長保育・休日保育が3割、保育の様子（日々の過ごし方、外遊びの実施状況など）、保育方針が2割、定員・入所状況、職員（数、年齢層、人柄、雰囲気など）、施設設備（施設の広さ、園庭の有無など）、給食（自園調理か、弁当の必要性など）が15%程度だった（第三者評価の結果は1%だった）（日本保育協会2018：47）。このように、重視した点や決め手となった情報として質に関する各項目を挙げた割合は4割以下（多くは3割以下）だった（第三者評価の結果はほとんど挙げられなかった）。

以上のように、利用者は主に自治体、保育所、友人・知人から情報を入手し、質に関する各情報を最大5割程度入手していた。市町村や保育施設による情報提供への評価は、普通が5割で、肯定的なものが否定的なものよりもやや多かった。選択の理由として、質に関するものは、全国の調査で各3割以下、首都圏の調査でおおむね各5割以下挙げられ、重視した点として、質に関するものはおおむね各3割以下挙げられた。このように、利用者は質に関する情報がある程度入手し、質をある程度重視して選択していたが、その程度は各情報について3～5割以下であることが多かった。なお、第三者評価の結果はほとんど入手、重視されていなかった。

表2 選択の理由

〈全国、1999年〉		公営	民営	
距離	自宅に近い	80	67	
	勤務先に近い	20	25	
兄弟	上の子が同じ保育所に通う	26	30	
条件	年齢	13	25	
	時間	18	27	
質	設備	13	17	
	職員	先生の印象が良かった	20	34
		働く立場を理解してくれる	12	22
	内容	15	27	
	全体	16	18	
	評判	11	27	

- ・出典：日本保育協会1999：表168。
- ・調査概要：全国の保育所利用者への1999年の調査。有効回収は公営11,448、民営8,051。
- ・注：複数回答、単位は%、10%以上の回答があった選択肢を記載した(下の2表も同様)。

〈全国、2000～2015年〉		2000	2006			2009	2012	2015	
			全体	公営	民営				
距離	自宅から近い	72	74	79	69	74	62	78	
	職場に近い	—	17	15	18	17	16	27	
	通勤途中にある	—	15	13	16	16	15	38	
条件	年齢	28	23	21	25	20	19	23	
	時間	希望する時間どおり預けられた	23	16	13	19	13	12	4
		利用する時間の融通がきく	—	9	5	12	8	7	17
	時期	希望する時期から預けられた	—	16	14	19	13	11	4
空き	幼稚園に入れなかった	—	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3	11	
負担	利用者負担額が安かった	—	—	—	—	—	—	24	
設置者	公立の保育所等だった	17	13	25	0.4	11	8	25	
質	認可	—	13	7	18	15	15	4	
	設備	—	11	6	15	11	12	23	
	職員	—	14	10	19	15	14	16	
	内容	17	17	7	27	17	16	24	
	評判	—	16	8	23	15	13	20	

- ・出典：厚生労働省児童概況2000：図1、同2006、2009、2012：図3、同2015：図1、厚生労働省児童調査2006：第17-1表。
- ・調査概要：全国の認可保育所(2015年は認定こども園・地域型保育事業を含む)利用者への調査(2006年までは保育所としか記載されていないが、これとは別に認可外保育施設利用者への調査があるため、認可保育所であると推測できる)。集計は各年15,000前後。
- ・注：2006年以外は公営・民営の区別なし。

〈首都圏、2006年〉		公立	私立	
距離	自宅から近い	81	69	
	職場から近い	14	23	
	駅から近い	16	19	
兄弟	上の子がいる	24	30	
条件	延長保育がある	30	47	
負担	料金が安い	12	6	
質	認可	66	65	
	設備	認可保育所である	14	32
		施設が清潔	12	13
		保育室が広い	40	33
		園庭がある	8	11
	職員	遊具・絵本がそろそろ	10	13
		保育者が多い	21	38
	内容	保育スタッフの対応	10	34
		保育方針を評価した	27	35
		外遊び・散歩をする	39	47

- ・出典：国民生活センター 2007：65。
- ・調査概要：首都圏の認可保育所利用者への2006年の調査。回答は公立334、私立356。

表3 選択で重視したこと(首都圏、2003・08年)

(単位：%)

		／考えた		／全体		
		2003	2008	2003	2008	
距離	家から近い	75	72	60	54	
	親の通勤に便利	44	38	36	28	
	通園バスがある	9	15	8	11	
兄弟	きょうだい通っている(いた)	—	27	—	20	
条件	時間	長時間あずかってくれる	44	38	35	28
	給食	給食がある	40	46	32	34
質	設備	施設や遊具が充実している	17	21	14	16
	職員	園長や先生が信頼できる	29	31	24	23
	内容	保育・教育内容がよい	24	34	19	25
		たくさん遊ばせてくれる	—	30	—	22
		行事が多い	7	10	6	7
		しつけがしっかりしている	8	15	6	11
		習い事ができる	6	11	5	8
	全体	園児が明るい	22	24	18	18
		雰囲気が良い	44	46	36	35
	評判	見学のときの印象が良い	19	25	15	19
評判が良い		39	33	31	25	

〈参考：どの園にするかを考えたか〉	2003	2008
よく考えた	41	32
まあ考えた	40	42
(考えた 小計)	81	75

- 出典：ベネッセ2004：45、同2009：80, 83。
- 調査概要：首都圏の保育園利用者への調査（回答は2003年1,256、2008年899）。どの園にするかを「よく考えた」「まあ考えた」と回答した人への設問（他の選択肢は「あまり考えなかった」「まったく考えなかった」）。
- 注：上表は複数回答、10%以上の回答があった選択肢を記載した。「／考えた」はこの設問の回答者、「／全体」は調査全体の回答者に対する割合。

本節では、情報に関する制度を概観した上で、実態についての調査結果を整理してきた。情報提供に関する市町村・保育所・都道府県の義務や、自己評価・第三者評価に関する保育所の努力義務が定められている。保育所はサービスの質に関する情報を比較的多く提供していたが、市町村はやや少なく、都道府県の多くが情報提供を行わない時期もあった。利用者は、質に関する情報がある程度入手し、質をある程度重視して選択していたが、その程度は各情報について3～5割以下であることが多かった。なお、自己評価の実施割合は不明であり、第三者評価の結果を利用者はほとんど利用していなかった。

(3) いいとこ取り

いいとこ取り(cream-skimming)とは、費用のかかる利用者に対する差別であり、公平性を損なう要因の1つである(児山2016:35)。本節では、実証的な調査が存在する障害児保育を中心に、いいとこ取りに関する制度と実態を見ていく。

①制度

いいとこ取りを防止するための制度としては、保育所の利用者全般に関わるものと、障害児保育に関するものを取り上げる。

第1に、利用者全般に関わる制度として、保育所は、正当な理由がない限り、保育を拒んではならないことが定められてきた。1997年度までの措置制度の下では、児童福祉施設の長は、市町村から措置のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないことが規定されていた（児童福祉法46条の2）。1998年度からは「措置」に代えて「保育の実施」という言葉が用いられるようになったが、以前と同様に、児童福祉施設の長は、市町村から保育の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないとされた（同上）。2015年度以降も、特定教育・保育施設の設置者は、支給認定を受けた保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないことが規定された（子ども・子育て支援法33条1項）。また、市町村は、必要と認められる場合には、特定教育・保育施設の利用についてのあっせんや、同施設の設置者に対する利用の要請を行うものとされ、設置者はあっせんや要請に対し協力しなければならないとされた（42条）。私立保育所については、これらの規定は当分の間適用されないが（附則6条2項）、市町村から保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないとされた（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則2条2項）。

第2に、障害児保育については、障害児の受け入れや、そのための職員の加配、保育所の改修等に対する財政措置が設けられてきた。

まず、障害児の保育所における保育について、都道府県が市町村に対し助成を行った場合、国が助成することが1997年度まで定められていた（厚生省1980、同1995：別紙1）。

次に、職員の加配については、1998～2002年度に、障害児を受け入れている保育所に必要な保育士を配置し、その経費を市町村が支弁し、都道府県が補助する事業に対して、国が補助することが定められていた（厚生省1998、2000：別添6）。2003年度からは、この規定は削除され（厚生省2003）、国の財政措置は一般財源（地方交付税）化された。なお、2007年度から、地方交付税の算定対象が軽度障害児に拡大され（従来は特別児童扶養手当支給対象障害児のみ）（内閣府2010：6）、2018年度から、予算が倍増されるとともに、算定方法が保育所在籍障害児数に一本化された（従来は人口による算定を含む）（厚生労働省2018a：20、75）。

また、障害児の受け入れやそのための職員の加配を一定規模を超えて行う保育所について、特別に必要な経費を市町村が支弁し、都道府県が補助する事業に対して、国が補助することなどが2007年度まで定められていた（厚生省1989、同1995：別紙7、同1998、2000：別添5）。

最後に、改修等については、1998年度から、新たに障害児を受け入れる保育所の改修等を行い、その経費を市町村が支弁し、都道府県が補助する事業に対して、国が補助することが規定されてきた（厚生省1998、2000：別添6、厚生労働省2008：別添5、同2015a、2017、2018b、2019：別添7、同2020b、2021：別添5）。

以上のように、保育所が正当な理由なく保育を拒否することは禁止され、また、障害児の受け入れやそのための職員の加配、保育所の改修等に対する財政措置が設けられてきた。

②実態

いいとこ取りの実態については、障害児保育を取り上げて、実施・利用状況を見た上で、それに影響を与えうる要因として、自治体の方針や財政措置に関する調査結果を整理する。なお、利用者全般については、正当な理由のない保育の拒否がどのくらい行われているかに関する実証的な調査・研究は見られなかった。

第1に、障害児保育の実施施設数・利用児童数は（表4）、1990年代中頃以降、おおむね増加して

表4 障害児保育の実施施設数・利用児童数

	施設数						児童数					
	①		②		③		①		②		③	
	数	増減	数	増減	数	増減	数	増減	数	増減	数	増減
1991	—	—	—	—	13,331	—	—	—	—	—	17,535	—
1994	4,381	—	—	—	14,883	1,552	6,373	—	—	—	19,457	1,922
1995	4,825	444	—	—	—	—	6,973	600	—	—	—	—
1996	4,843	18	—	—	—	—	7,270	297	—	—	—	—
1997	5,452	609	—	—	14,812	-71	7,961	691	—	—	20,317	860
1998	5,675	223	—	—	—	—	8,365	404	—	—	—	—
1999	5,904	229	—	—	—	—	8,727	362	—	—	—	—
2000	6,249	345	—	—	14,664	-148	9,537	810	—	—	22,572	2,255
2001	6,369	120	—	—	—	—	9,674	137	—	—	—	—
2002	6,722	353	—	—	—	—	10,188	514	—	—	—	—
2003	7,102	380	—	—	15,643	979	10,492	304	—	—	26,305	3,733
2004	7,200	98	—	—	—	—	10,428	-64	—	—	—	—
2005	6,995	-205	—	—	—	—	10,602	174	—	—	—	—
2006	7,130	135	—	—	17,961	2,318	10,670	68	—	—	—	—
2007	7,120	-10	—	—	—	—	10,749	79	—	—	—	—
2008	7,260	140	—	—	—	—	10,719	-30	—	—	—	—
2009	7,376	116	—	—	17,555	-406	11,113	394	—	—	—	—
2010	7,221	-155	13,950	—	—	—	11,080	-33	45,369	—	—	—
2011	7,145	-76	14,493	543	—	—	10,921	-159	48,065	2,696	—	—
2012	7,399	254	14,658	165	—	—	11,264	343	50,788	2,723	—	—
2013	7,422	23	15,087	429	—	—	11,529	265	53,322	2,534	—	—
2014	7,554	132	15,429	342	—	—	11,933	404	56,096	2,774	—	—
2015	7,668	114	16,093	664	—	—	12,286	353	60,174	4,078	—	—
2016	7,469	-199	16,482	389	—	—	11,778	-508	64,718	4,544	—	—
2017	—	—	17,595	1,113	—	—	—	—	67,796	3,078	—	—
2018	—	—	18,148	553	—	—	—	—	73,098	5,302	—	—
2019	—	—	18,947	799	—	—	—	—	77,982	4,884	—	—

・出典：①2015年度までは内閣府障害者2017：67、2016年度は同2018：69、②同2020：50、同2021：60、③厚生省施設調査1991：第19表、同1994：第18表、同1997：下巻第17表、同2000：第50表、厚生労働省施設調査2003：第66表、同2006：第24表、同2009：閲覧表：第81表。

・注：障害児は、①特別児童扶養手当支給対象児童、②軽度障害児を含む、③保育所の認識。

きた。また、実施施設の割合も（表5）、同じく増加傾向であり、2015年には全体で6～8割になった。なお、実施施設の割合は、いずれの調査でも公営の方が大きかった。

第2に、障害児保育の受け入れに関する自治体の方針については、全国の市区町村への2016年の調査（回収979）によると、全保育所に対応するという回答は、公立で79%、民間で46%であり、個別の保育所に対応方針に委ねるといものは、それぞれ7%、36%だった（みずほ情報総研2017：11）。

第3に、障害児保育のための職員加配の財源に関する2015～16年の調査によると（表6）、障害児のいる保育所のうち自治体の補助金を受けているものは、おおむね3～6割だった。ただし、保育所独自の財源を用いているものも最大3～4割あった。

以上のように、障害児保育を実施する施設の数・割合や利用する児童の数は、1990年代中頃以

表5 障害児保育の実施施設の割合 (単位：%)

	①			②			③		
	全体	公営	私营	全体	公営	私营	全体	公営	民間
1991	58	61	54	—	—	—	—	—	—
1994	66	69	61	—	—	—	—	—	—
1997	66	70	61	—	—	—	—	—	—
2000	66	71	60	—	—	—	—	—	—
2003	70	77	62	—	—	—	—	—	—
2006	79	87	70	68	—	—	—	—	—
2009	79	89	70	—	—	—	—	—	—
2011	—	—	—	75	84	66	—	—	—
2015	—	—	—	77	86	70	60	66	57

- ・出典：①表4の③と同じ、②全国保育協議会2012：58、同2017：87、③日本保育協会2016：37。
- ・注：（有効）回収は、①2.2～2.3万、②2006年度11,605、2011年度8,205、2015年度5,873、③809。

表6 障害児保育のための職員加配の財源 (単位：%)

	①		②		③	
	公営	民間	公立	民間	公立	民間
自治体の補助金	61	45	27	56	9	35
保育所独自の財源	2	8	33	6	40	10
両者の混合	2	32	—	—	—	—
その他	17	1	—	—	—	—
無回答	17	12	—	—	—	—
N	191	292	3,169	4,521	2,528	2,183

- ・出典：①日本保育協会2016：43、②みずほ情報総研2017：34、③同：36。
- ・調査対象・年：①全国の保育所・2015年、②③全国の市区町村が把握している保育所・2016年。
- ・注：障害児がいる保育所についての回答。障害児の範囲は、①障害児、②保護者からの申し出による障害児、③保護者からの申し出がない障害児やその疑いのある子ども。選択肢の表現は調査によって異なる。①「その他」は市区町村の予算・財源など。

降、増加傾向であり、実施施設の割合は2015年に6～8割になった。同時期の調査によると、自治体の5～8割は全保育所で障害児保育に対応するという方針を持ち、障害児のいる保育所のおおむね3～6割は職員加配の財源として自治体の補助金を受けていた。

5. 良いサービスの提供

1998年度施行の児童福祉法改正については、保育所に関する情報提供が義務づけられ、保護者はそれをもとに保育所を選択できるので、保育所は保護者に選ばれるよう、保育需要の多様化に対応し、サービスの質を改善するという評価があった(堀1997:176)。他方で、選択の導入は、保育所間の競争を生み、英語など目玉保育の横行を生み出し、子どもの発達にとって最善の利益になるのか疑問であるという批判もあった(木下・村田1997:31)。また、2015年度施行の子ども・子育て支援法に基づく制度についても、保育所と認定こども園や地域型保育の競争が起こり、人件費削減のために非正規職員が雇用され、雇用が不安定になって、優秀な人材の就労が減少し、専門的な技術・技能・知識の習得も困難になると批判された(中山2012:141-2)。営利企業の参入についても同様の批判があったが(全国保育団体連絡会1998:22、杉山2009:40)、新規参入が容認され十分な競争状態が確保されれば、利用者のニーズを満たさない保育所は淘汰され、質の良い保育所が残るという反論もあった(八代2003:174)。このように、保育所の選択制や営利企業の参入については、応答性(利用者のニーズや欲求への応答)が向上するという予想と、それに対する肯定的・否定的な評価があり、また、質が向上・低下するという予想があった。

本章では、応答性と質、それらに関する営利企業と他の経営主体の比較についての実証的な調査・研究を整理する。なお、効率性については実証的な調査・研究は見られず、また、公平性についても、前節で取り上げた障害児保育に関するもの以外には見られなかったため、本章では一部を除き扱わない。

(1) 応答性

保育所が利用者を集めるために応答するニーズ・欲求の例としては、就労に関わるニーズ(延長・夜間・休日保育)や英語教育が挙げられる(杉山2009:35)。本節では、保育を行う日時や英語教育の実施状況を見た上で、応答性に関する利用者への調査結果を整理する。

①保育の日時

保育を行う日時については、開所・閉所の時刻、開所している時間、休日保育の実施状況を見ていく。

第1に、開所・閉所時刻については(表7、8)、1994～2012年を通じて、公営・私営ともに、開所時刻は7時台が増加して8時台が減少、閉所時刻は18時までが減少して18時1分以降が増加する傾向が見られた。

表7 開所時刻

(単位：%)

	公営		私営			公営		私営	
	7時台	8時台	7時台	8時台		7時台	8時台	7時台	8時台
1994	65	35	89	11	2004	86	14	97	2
1995	67	33	90	10	2005	88	12	97	2
1996	69	31	91	8	2006	90	10	97	1
1997	72	28	92	7	2007	91	9	97	1
1998	74	26	94	5	2008	91	9	98	1
1999	76	24	95	4	2009	92	8	98	1
2000	80	20	95	4	2010	93	7	98	1
2001	82	18	96	3	2011	94	6	98	1
2002	83	17	96	3	2012	94	6	98	1
2003	85	15	96	2					

- 出典：厚生省施設概況1998：表8、同1999：第8表、厚生労働省施設概況2001：表9、厚生労働省施設調査2002：第7表、同2003-2012：第6表より作成。
- 注：10月。6時台以前と9時台以降は各1%以下のため省略した。2013年以降は調査なし(表8も同じ)。

表8 閉所時刻

(単位：%)

	公営				私営			
	～17時	～18時	～19時	19時1分～	～17時	～18時	～19時	19時1分～
1994	17	69	14	0	4	62	32	2
1995	16	69	16	0	4	56	37	3
1996	14	66	19	0	3	49	44	4
1997	13	64	23	0	3	42	51	4
1998	11	62	27	0	2	34	58	6
1999	10	56	31	3	2	27	61	10
2000	9	50	37	4	1	22	65	12
2001	8	46	40	6	1	19	67	14
2002	7	43	43	7	1	16	68	16
2003	6	40	47	8	1	14	68	17
2004	5	36	50	9	1	12	69	19
2005	4	33	53	9	0	10	69	20
2006	4	31	55	10	0	9	68	22
2007	3	30	57	11	0	8	68	24
2008	3	28	58	11	0	7	68	25
2009	3	27	59	11	0	7	68	25
2010	2	26	60	11	0	6	68	26
2011	2	25	61	12	0	6	67	27
2012	2	24	62	12	0	5	67	28

- 出典：表7と同じ。
- 注：10月。例えば「～17時」は16時1分から17時まで。

第2に、開所時間については(表9)、公営は、1995～98年は10時間以下が減少して10時間超が増加、1999～2014年は11時間以下が減少して11時間超が増加する傾向が見られ、私営は、1995～2014年に11時間以下が減少して11時間超が増加する傾向が見られた。2015年には、公営・私営ともに10時間超11時間以下が急増し11時間超が急減したが、翌年から元の傾向に戻り、2019年には11時間超(延長保育)の割合は公営が6割、私営が9割になった。なお、2015年の急激な変化の原因は不明であるが、2015年度施行の子ども・子育て支援法の下で、施設型給付費は保育必要量の範囲内で支給され(27条1項)、保育必要量は1日当たり11時間または8時間までの区分に分けて行うものとされた(同法施行規則4条)ことが影響した可能性もある。

第3に、休日保育の実施割合は、2000年に公営が0.6%、私営が6%、2003年にそれぞれ0.9%、8%、2006年に2%、10%、2009年に3%、10%だった(厚生省施設調査2000：第51表、厚生労働省施設調査2003：第67表、同2006：第24表、同2009：第81表)。

表9 開所時間

(単位：%)

	公営					私営				
	～9	～10	～11	～12	12超	～9	～10	～11	～12	12超
1995	15	36	43	6	0	3	15	56	23	3
1996	14	34	45	7	0	3	13	51	30	3
1997	12	30	47	10	0	2	10	46	38	4
1998	11	26	50	13	0	2	8	41	45	5
1999	10	24	49	17	0	1	6	36	50	6
2000	8	21	49	22	0	1	5	29	58	7
2001	7	18	48	26	1	1	4	26	61	8
2002	7	16	47	29	1	1	3	22	64	10
2003	6	14	45	34	1	1	3	19	66	11
2004	5	13	43	38	1	0	2	17	68	12
2005	4	11	42	42	1	0	2	15	69	14
2006	4	10	40	45	2	0	2	13	70	15
2007	3	9	39	47	2	0	1	12	70	16
2008	3	8	38	49	2	0	2	11	70	17
2009	3	8	38	50	2	0	1	11	70	17
2010	2	7	38	51	2	0	1	10	70	18
2011	2	6	37	53	2	0	1	10	71	19
2012	2	6	36	54	2	0	1	9	70	20
2013	2	5	36	55	2	0	1	8	70	21
2014	2	4	35	56	2	0	1	8	69	22
2015	2	3	50	44	1	0	1	35	49	15
2016	2	3	44	49	2	0	1	25	55	19
2017	2	3	41	52	2	0	0	19	58	22
2018	1	3	38	55	2	0	0	14	60	26
2019	1	3	37	56	2	0	0	12	61	27

・出典：厚生省施設概況1999：第8表、厚生省施設調査2000：第8表、厚生労働省施設調査2001-02：第8表、同2003-12：第7表、同2013-14：第6表、同2015-19：第6表：基本票より作成。
 ・注：10月。例えば「～9」は8時間超9時間以下。

このように、1990年代中頃から、開所時刻は早まり、閉所時刻は遅くなり、開所時間は2015年以外は長くなる傾向が見られ、延長保育の実施割合は公営が6割、私営が9割になった。他方、休日保育の実施割合は、2000年代に増加する傾向が見られたが、2009年に1割以下だった。なお、児童福祉法改正が施行された1998年度の前後の傾向に違いは見られず、子ども・子育て支援法が施行された2015年度には開所時間が短くなったが、選択以外に関する制度の変更が影響した可能性もある。

②英語教育

英語教育については、実施割合と実施理由に関する調査結果を整理する。

第1に、英語教育を実施している保育所の割合は（表10）、地域や設置者によって大きく異なり、0～5割程度だった（公立と私立の間に一貫した違いはなかった）。

第2に、英語教育を実施または検討している保育所・幼稚園が挙げた理由は（表11）、異文化に興

表10 保育所における英語教育の実施割合 (単位：%)

地域	東大阪市		福岡県	倉敷市		北海道胆振		青森県
	2004		2004	2005		2006		2009
調査年	2004		2004	2005		2006		2009
設置主体	公立	私立		公立	私立	公立	私立	
実施割合	0	45	53	0	34	5	0	55
N	5	22	64	23	50	37		266
出典等	①		②	③		④		⑤

・出典：①佐藤2004：63、②宇賀田他2005：24、③安達2006：22、④瀧澤2007：41、⑤福士他2009：49。
 ・注：②福岡市・福岡地区に重点。④苫小牧市・室蘭市など4市4町(表11も同じ)。

表11 保育所・幼稚園における英語教育の実施・検討理由 (単位：%)

地域	倉敷市		北海道胆振	青森県	
	2005		2006	2009	
調査年	2005		2006	2009	
現状	実施	検討	実施	実施	検討
異文化への興味	78	81	53	72	69
国際感覚	50	33	53	62	31
外国人とのコミュニケーション	—	—	13	—	—
英語に親しむ	—	—	—	70	74
英語の能力	—	—	—	46	37
小学校の英語活動	14	33	0	18	54
家庭での実施	0	5	—	2	11
英語教育推進特区	63	43	—	—	—
園児募集	0	0	13	6	11
他園の実施	1	10	—	1	6
保護者の要望	4	10	0	14	14
N	78	20	15	207	37
出典等	①		②	③	

・出典：①安達2006：23, 27、②瀧澤2007：44、③福士他2009：52, 58。
 ・注：保育所・幼稚園の回答の合計（内訳は不明）。複数回答。選択肢の表現は調査によって異なる。「実施」は実施している理由、「検討」は実施を考えている理由。

表12 応答性に関する利用者の回答(全国、1999年)

(単位：%)

	非常に満足	満足	普通	不満	非常に不満	不明	未回答
〈利用者の突然のニーズに対する柔軟な対応〉							
公営	7	31	36	8	2	13	3
民営	15	40	28	4	0.5	9	2
〈保護者全体と保育所の連携状況(保護者全体の意向への配慮等)〉							
公営	6	30	47	6	—	—	—
民営	10	36	39	5	—	—	—

・出典：日本保育協会1999：表60, 図7。

・注：全国の保育所利用者への1999年の調査、有効回収19,499（公営5,853、民営13,440）。下欄の「非常に不満」の数値は不明だが図ではわずか。

味を持つ、国際感覚を身につける、英語に親しむなどが多く、応答性に関わる理由（園児募集、他の園が実施、保護者の要望）は各1割以下だった。

③利用者への調査

最後に、応答性に関する利用者への調査結果を見ていく。

まず、全国の保育所利用者への1999年の調査によると（表12）、利用者の突然のニーズへの柔軟な対応や、保護者全体の意向への配慮について、非常に満足・満足という回答の合計が公営で4割、民営で5割前後であり、不満・非常に不満の合計はいずれも1割以下だった。なお、どちらの設問についても、1997年度以前からの利用者として1998年度からの利用者の回答に大きな違いはなかった（日本保育協会1999：表61, 87）。

次に、首都圏の認可保育所の利用者への2006年の調査（回答は公立334、私立356）によると、希望や意見を聞かれたという回答は公立69%、私立77%、希望が聞き入れられたという回答はそれぞれ61%、73%だった。なお、保育スタッフについて不満やトラブルがあると回答した利用者（公立26%、私立28%）のうち、保育所に言った利用者は各47%、42%（公立・私立とも全体の12%）であり、そのうち改善された割合は各33%、43%、改善されなかったものは45%、26%、わからないは23%、29%だった（国民生活センター2007：76, 89）。

このように、利用者のニーズ・欲求への応答について不満を持つ利用者は1割以下であり、希望・意見を聴取・反映された利用者が6～8割だった。なお、応答性についての満足・不満は、1997年度以前からの利用者として1998年度からの利用者の間で大きな違いはなかった。

以上のように、1990年代中頃から、開所時刻は早まり、閉所時刻は遅くなり、開所時間は2015年以外は長くなる傾向が見られ、延長保育の実施割合は6割以上になった。他方、休日保育の実施割合は、2000年代に増加する傾向が見られたが、2009年に1割以下だった。また、英語教育の実施・検討理由のうち応答性に関わるものは各1割以下だった。利用者への調査では、応答性への不満は1割以下であり、希望・意見を聴取・反映された利用者が6～8割だった。

延長保育の実施割合に比べて、休日保育の実施割合や、英語教育の実施・検討理由のうち応答性に関わるものが少なかった原因は、利用者が休日保育や英語教育を重視しなかったことであるとも考えられる。ただし、長時間の保育を重視する利用者は3～4割だったが、休日保育や英語教育を重視する割合は不明(習い事ができるは1割)である(表3)。

このように、保育所は、利用者のニーズ・欲求におおむね応答してきた。なお、1998年度施行の児童福祉法改正や2015年度施行の子ども・子育て支援法に基づく制度により、応答性が向上するという効果は見られなかった。

(2) 質

先述のように、保育所の選択や競争の結果、サービスの質が向上するという予想と、非正規職員の雇用により、雇用が不安定になり、職員の質が低下するという予想があった。本節では、職員の質に加えて、職員の数を見た上で、サービスの質の指標として事故件数をとり上げ、また、サービスの質に関する保育所と利用者への調査結果を整理する。

① 職員の質・数

ここでは、職員の質(専任・常勤の割合、勤務年数、保育士資格を持つ割合)、職員の数を見ていく。

第1に、保育士のうち専任・常勤の割合に関する調査によると(表13)、まず、専任の割合は、1996～2001年に、公営・私営ともに減少傾向だった。他方、常勤の割合は、公営は2002～19年に87～90%で横ばいであり、私営は2002～13年の89～92%から2014～19年の86～88%にやや減少した。

第2に、保育士の勤務年数に関する1997年と2001年の調査によると、平均勤続年数は、公営は12.6年から13.3年に伸びたが、私営は6.6年で変わらず、平均経験年数は、公営が14.2年から14.8年、

表13 保育士のうち専任・常勤の割合

(単位：%)

	公営	私営		公営	私営		公営	私営
1996	87	94	2004	90	92	2012	89	89
1997	88	94	2005	90	92	2013	89	89
1998	86	93	2006	89	91	2014	88	88
1999	85	93	2007	89	91	2015	89	88
2000	85	92	2008	88	90	2016	88	87
2001	83	92	2009	87	89	2017	87	86
2002	88	90	2010	88	89	2018	88	87
2003	88	91	2011	89	90	2019	89	87

・ 出典：厚生省施設調査1996-2000：施設票；児童福祉施設等の従事者数、厚生労働省施設調査2001-02：児童福祉施設等の従事者数、同2003-14：社会福祉施設等の常勤換算従事者数、同2015-19：保育所等の常勤換算従事者数。
 ・ 注：2001年までは専任、2002年からは常勤。保母・教母・児童生活指導員を含む。

表14 保育士数の最低基準に対する実際の数の比率

	公営	私営		公営	私営		公営	私営
1996	2.3	1.8	2004	2.1	1.8	2012	2.2	1.9
1997	2.2	1.9	2005	2.1	1.8	2013	2.2	1.9
1998	2.2	1.7	2006	2.1	1.8	2014	2.2	1.9
1999	2.2	1.8	2007	2.2	1.8	2015	2.2	1.9
2000	2.2	1.8	2008	2.2	1.9	2016	2.2	1.9
2001	2.3	1.8	2009	2.2	1.9	2017	2.1	1.9
2002	2.1	1.8	2010	2.2	1.9	2018	2.1	1.9
2003	2.1	1.8	2011	2.2	1.9	2019	2.2	2.0

- 出典：在所者数は、厚生省施設調査1996-2000：施設票：第14表、厚生労働省施設調査2001-02：施設票：第14表、同2003-12：施設票：第11表、同2013-19：施設票：第10表。最低基準は、児童福祉施設最低基準33条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準33条。実際の保育士数は表13と同じ。
- 注：最低基準上必要な保育士数は、年齢別の最低基準の規定と在所者数から計算した。1998年に最低基準が変更された。実際の保育士数は、2001年までは専任・兼任の合計、2002年からは常勤・非常勤(常勤換算)の合計。

私営が8.0年から8.2年に延びた(厚生省施設調査1997：第31, 32表、厚生労働省施設調査2001：第35, 36表)。

第3に、専任・常勤職員のうち保育士資格を持つ割合は、1996～2003年(2002年は専任・常勤に限らないため除く)を通じて、公営・私営ともに98～99%だった(厚生省施設調査1996-2000：保育所等の専任保育士・保育士数、厚生労働省施設調査2001-03：保育所等の(専任・常勤)保育士数)。

第4に、保育士の数については、利用者の年齢によって必要な保育士数が異なるため、最低基準を満たすために必要な保育士数に対する実際の保育士数の比率を計算すると(表14)、1996～2019年を通じて、公営は2.1～2.3倍、私営は1.7～2.0倍であり、ほとんど変化がなかった。なお、実際の保育士数は障害児保育のための加配分などを含むが、保育所の利用者のうち障害児の割合は2019年に4%であるため(表4、厚生労働省保育状況2020：2)、上記の比率への影響はほとんどないと考えられる。

以上のように、保育士のうち専任・常勤の割合は9割程度、専任・常勤職員のうち保育士資格を持つ割合は10割近く、保育士数の最低基準に対する実際の数の比率は2倍前後だった。また、専任・常勤の割合は1990年代中頃から減少または横ばいであり、勤務年数は2000年前後にやや長くなる傾向があり、保育士資格を持つ割合や保育士数の最低基準に対する実際の数の比率は1990年代中頃からほとんど変化がなかった。このように、職員の質・数が一貫して改善または悪化する傾向は見られなかった。

②事故件数

サービスの質の推移を表す客観的な指標としては、職員の質・量以外に、事故件数の調査がある。

認可保育所における重大事故のうち(表15)、死亡事故の件数は2004～20年に1～7件でさしあたり横ばいであるが(2017～20年は1～2件で減少したようにも見えるが、これが続くかどうかは

表15 認可保育所における重大事故の件数

	死亡		死亡	意識不明	骨折	火傷	その他
2004	7	2010	5	0	28	2	3
2005	3	2011	2	1	57	1	8
2006	5	2012	6	0	88	1	21
2007	3	2013	4	0	104	2	29
2008	4	2014	5	0	124	0	26
2009	6	2015	2	6	266	1	69
		2016	5	5	368	1	95
		2017	2	7	587	4	129
		2018	2	7	711	2	172
		2019	2	6	676	3	194
		2020	1	7	859	4	210

・出典：厚生労働省事故報告2010-2014、内閣府事故報告2015-2020。

不明である)、意識不明、骨折、その他の事故は特に2015年以降増加した。

2015年からの事故の増加の原因としては、同年に事故報告に関する新たな通知が出されたことが挙げられている。2010年の通知により、死亡事故や、治療期間30日以上を負傷等を伴う重篤な事故が発生した場合、保育施設から市町村・都道府県を經由して国に報告することが要請されたが、同年の別の通知により、治療期間30日以上を負傷等をすべて報告するのではなく、そのうち重篤な事故のみを報告することとされた。この通知は2015年の通知により廃止され、治療期間30日以上を負傷等のすべてが報告の対象とされた。しかし、2015～16年度の保育施設（認可保育所等87、認可外保育施設62）・自治体（市町村29、都道府県15）への調査によると、未報告の重大事故が、6つの認可保育所等で7件、4つの自治体で15件あった（未報告の死亡事故はなかった）。また、保育施設のうち重大事故の範囲を狭く認識しているものが16%、範囲を認識していないものが13%あり、自治体のうち重大事故の範囲を狭く認識しているものが7%あった（総務省2018：62-5, 69-73）。このように、2010年に重大事故の報告の制度が導入され、2015年に報告の対象が拡大されたが、このことを認識していない施設・自治体もあった。死亡事故の件数が横ばいであることと合わせると、重大事故の増加の原因は、2014年以前も含めて、報告の制度や対象の拡大についての認識が広がってきたことであると考えられる。

③保育所・利用者への調査

最後に、サービスの質に関する保育所と利用者への調査結果を整理する。

(a) 保育所

まず、全国の保育所への1999年の調査（有効回収910）では、1998年度施行の児童福祉法改正により、新しい保育制度になって、保育園児にとっての保育の環境や条件はどのようになったかを尋ね

たところ、改善されたという回答は公営10%、私営13%、変わらないはそれぞれ59%、58%、厳しくなったのは28%、26%だった。厳しくなった内容・意味は（複数回答、有効回収全体に対する割合）、保育時間が長くなったが公営16%、私営17%、保育所の業務が多様化し保育者が保育に専念しにくくなったが各15%、12%、定員弾力化等で園児数が増えたが12%、11%、設置基準・最低基準が満たされなくなったが5%、2%などだった（日本保育協会保育制度2000：表163, 165）。このように、1998年度以降、保育の環境・条件は変わらないという回答が6割、改善したが1割、厳しくなったが3割だったが、厳しくなった内容・意味としては、利用者にとっての質の低下とはいえないもの（保育時間の延長）や、選択制によるとはいえないもの（業務の多様化⁽¹⁾、定員弾力化）が多く挙げられた。

次に、首都圏の1都3県の認可保育所への2002年の調査（回答は公立274、私立139）によると、児童1人当たり施設面積の最低基準に対する実際の面積の比率の平均値は、保育室・乳児室が公立・私立ともに101%、園庭が公立103%、私立102%だった。また、保育メニューの実施割合は、公立・私立ともに、定期健康診断・身体測定が99%、園庭・公園などでの外遊び、プール遊び、園外保育（遠足など）、運動会、季節の行事（雛祭り、七夕、クリスマス会など）が9割台だった（リズム体操は公立が5割、私立が7割、夏祭り・夕涼み会・花火大会は公立が6割、私立が8割だった）（白石・鈴木2003：158）。このように、施設の面積の平均値は最低基準をやや上回り、保育メニューの実施割合はおおむね9割台だった。

(b) 利用者

まず、全国の保育所利用者への1999年の調査では（表16）、サービスの質に関する満足度を尋ねたところ、保育方針・内容、給食、園長・保母等の対応については、満足が4～5割、非常に満足

表16 サービスの質に関する利用者の満足度（全国、1999年）

（単位：％）

		非常に満足	満足	(小計)	普通	不満	非常に不満	(小計)
保育所の保育方針	公営	11	44	55	35	5	0.5	5
	民営	22	48	69	24	3	0.2	3
実際の保育内容	公営	11	48	58	31	6	0.5	6
	民営	19	51	70	22	3	0.2	4
施設・設備・遊具	公営	6	33	39	37	17	3	20
	民営	13	41	54	30	11	1	12
給食の内容や栄養指導	公営	19	52	71	21	3	0.5	3
	民営	29	47	76	17	2	0.3	3
園長の対応	公営	18	43	61	29	4	1	5
	民営	24	42	66	25	3	1	4
保母等の対応	公営	19	48	66	25	5	0.5	6
	民営	27	48	76	19	3	0.3	3

・出典：日本保育協会1999：表50, 66, 68, 74, 76, 82。

・注：有効回収19,499。「よくわからない」（1～4%）、未回答（2%）は省略した。

が1～3割、両者の合計が6～8割であり、不満は1割未満、非常に不満は5%未満、両者の合計は1割未満だった。ただし、施設・設備・遊具については、満足・非常に満足の合計が4～5割、不満・非常に不満の合計が1～2割だった。なお、1997年度以前からの利用者と1998年度からの利用者の回答に大きな違いはなかった(日本保育協会1999:表49, 63, 69, 71, 75, 79)。

次に、首都圏の認可保育所利用者への2006年の調査(回答は公立334、私立356)では、保育の内容・状況について尋ねたところ、望ましいと思われること(職員に甘えたり遊んでもらったりする、保育所で覚えた歌や遊びを家でも見せる、保育所で描いた絵などが飾られていたり持ち帰ったりする、給食の献立表が配られる)は9割以上(ただし、散歩など園外保育は8割)行われ、望ましくないとと思われること(テレビ・ビデオを見せられている、職員がたたく・閉じ込める、アレルギーを伝えたのにアレルギーを含む給食が与えられる、手作り給食のほずが市販の加工品を利用する、オムツが濡れたまま、着替えを持たせたのに汚れた服のまま)は1割未満だった。他方、保育スタッフについての不満・トラブルを尋ねたところ、ないという回答は公立・私立とも64%、あるいは各26%、28%だった。その内容は(複数回答、回答全体に対する割合)、スタッフ数が足りないが各11%、9%、保育技術が未熟が5%、9%、態度が荒っぽいのが3%、1%などだった(国民生活センター2007:85, 89)。このように、利用者の9割以上は、保育所が望ましいことを行い、望ましくないことを行っていないと認識していたが、3割は、職員の不足や保育技術の未熟などの不満を持っていた。

本節では、サービスの質に関する調査結果を整理してきた。職員の質・数については、専任・常勤の割合は9割程度、保育士資格を持つ割合は10割近く、保育士数の最低基準に対する実際の数の比率は2倍前後であり、また、一貫して改善または悪化する傾向は見られなかった。保育所での死亡事故の件数は2004年から1～7件でさしあたり横ばいであり、それ以外の重大事故の件数の増加は、報告の制度・対象に関する認識が広がってきたことが原因であると考えられた。保育所への調査では、1998年度施行の制度により、保育環境・条件は変わらなかったという回答が6割、改善したが1割、厳しくなったが3割だったが、利用者にとってのサービスの質が選択制により低下したとはいえなかった。施設の面積の平均値は最低基準をやや上回り、さまざまな保育メニューはおおむね実施されていた。利用者への調査では、保育所が望ましいことを行い、望ましくないことを行っていないという認識が9割以上であり、保育方針・内容、給食、職員の対応の各項目について不満を持つ割合は1割未満だったが、施設・設備については1～2割、職員について何らかの不満を持つ割合は3割だった。

以上のように、サービスの質に大きな問題は見られなかった。また、質が一貫して向上または低下する傾向や、1998・2015年度施行の新制度による変化は見られなかった。

(3) 営利企業の参入

営利企業の参入に対しては、利便性や早期教育を強調したサービス競争に拍車がかかる、コスト削減のために非正規保育士が雇用され、質の低下をもたらすという批判があったが（全国保育団体連絡会1998：22、杉山2009：40）、利用者のニーズを満たさない保育所は淘汰され、質の良い保育所が残るといった反論もあった（八代2003：174）。本節では、営利企業と他の経営主体の間で、常勤保育士の割合や、応答性・質などに関する保育所・利用者への調査結果を比較する。

第1に、保育士のうち常勤の割合は、2012～19年に、営利法人が88～91%、社会福祉法人が86～89%、市区町村が87～89%であり、ほとんど差がなかった（厚生労働省施設調査2012：第15表、同2013-14：第14表、同2015：第74表-2、同2016-19：第14表-2）。

第2に、全国の保育所への2012～13年の調査結果の分析によると（表17）、まず、保育の日時のうち、開所時刻が早い割合は、営利企業は社会福祉法人とともに公営よりも大きく、閉所時刻が遅い割合は営利企業が最も大きく、開所時間が長い割合は営利企業は社会福祉法人とともに公営よりも大きかった（休日保育の実施割合は統計的に有意な差がなかった）。次に、職員の質のうち、常

表17 経営主体間の比較(全国、2012～13年)

		数値			比較	順位		
		営利	社福	公営		営利	社福	公営
〈応答性〉								
保育の日時								
開所時刻(7:00以前)	%	50	70	30	社営>公**	2	1	3
閉所時刻(19:01以降)	%	81	51	30	営>社公**	1	2	3
開所時間(12時間超)	%	50	47	10	営社>公**	1	2	3
休日保育(実施)	%	15	12	7	—	(1)	(2)	(3)
〈質〉								
職員の質								
保育者のうち常勤保育者	%	67	65	67	—	(1)	(3)	(2)
常勤保育者の経験年数(3～5年未満)	%	19	20	9	公>営社*	2	3	1
同上(10年以上)	%	19	24	55	公>社営*	3	2	1
同上(その他の年数)	%	(略)			—	(略)		
常勤保育者のうち保育士有資格者	%	97	97	98	—	(2)	(3)	(1)
職員の数								
保育者1人当たり子ども数(2歳児)	人	4.9	5.2	5.7	営>公*	1	(2)	3
同上(その他の年齢)	人	(略)			—	(略)		
施設・設備								
保育室の1人当たり面積	m ²	4.9	4.5	7.4	公>営社**	2	3	1
野外遊戯場あり	%	63	95	96	公社>営**	3	2	1
野外遊戯場の1人当たり面積	m ²	11.4	6.5	18.9	公>社**	(2)	3	1
〈公平性〉								
障害児保育(実施)	%	64	77	93	公社>営**	3	2	1

- ・出典：石田2015：103-36より作成。
- ・調査の概要：全国の保育所への2012年12月～2013年1月の調査。回収は営利法人27、社福(社会福祉法人)43、公営(市区町村)30。
- ・注：比較の「営」「社」「公」は営利・社福・公営、「>」は統計的有意差あり(左の方が優れている)、「**」「*」は有意水準1%・5%、「—」は有意差なし。順位「1」「2」「3」は優れている方から1～3位、「()」付は有意差なし。

勤保育者や保育士有資格者の割合は差がなかった。また、経験年数は、営利企業は社会福祉法人とともに公営よりも短い傾向があったが、営利企業については、2000年に参入が可能になり、特に2010年以降に増加したことが影響したとも考えられる。職員の数については、2歳児以外は統計的に有意な差がなかった。また、施設・設備のうち、保育室の面積は、営利企業は社会福祉法人とともに公営よりも小さく、野外遊戯場がある割合は営利企業が最も小さかったが、営利企業については、施設整備費の軽減策が不十分だったことが影響したとも考えられ、また、新規参入のため都市部では土地の確保が困難だったことが関係しているとも考えられている（石田2015：118）。公平性に関しては、障害児保育の実施割合は営利企業が最も小さかった。このように、営利企業は、応答性は公営よりも高く、質は、他の経営主体と差がないか（常勤保育者、保育士有資格者、職員の数）、制度上の要因（参入規制、施設整備費の負担）により低いとも考えられたが（経験年数、施設・設備）、公平性は最も低かった。

第3に、東京23区の保育所（株式会社等100、社会福祉法人194）の利用者への第三者評価機関によるアンケート調査結果の分析によると、応答性や質に関する設問のうち、営利企業の方が社会福祉法人よりも肯定的な回答の割合が統計的に有意に大きかったものは2項目（行事日程は保護者の状況に配慮、安全対策が十分）、逆に小さかったものは2項目（保育所の生活で身近な自然や社会と関わっている、子ども同士のトラブルに関する対応が信頼できる）であり、他の10項目（職員は保護者の考えを聞く姿勢がある、保育時間の変更は保護者の状況に柔軟に対応、子どもの気持ちを尊重、食事は子どもの状況に配慮、利用者の不満・要望に対応、施設内の清掃・整理整頓が行き届いている、職員の接遇・態度は適切、病気・けがの際の職員の対応が信頼できる、プライバシーが守られる、家庭と保育所に信頼関係がある）は統計的に有意な差がなかった（狭間2018：90-1）。

以上のように、営利企業は、応答性は公営よりも高く、社会福祉法人とは差がなく、また、質は他の経営主体と差がないか、制度上の要因により低いとも考えられたが、公平性は低かった。

6. おわりに

本稿では、保育所の定義や位置づけ、保育所の選択制と準市場の関係を概観した上で、保育所の選択制が、利用者の行為主体性、成功の条件の充足、良いサービスの提供という点で、どのような状態にあるかを分析してきた。最後に、これまでの記述を要約した上で、分析結果について考察する。

(1) 要約

①保育所の選択制と準市場

保育所の選択制は、1998年度施行の児童福祉法改正により導入されたと言われるが、実態としては、1997年度以前から、大部分の利用者が保育所を選択できていた。そして、1998年度施行の法改

正により、制度上、利用者の選択が保障され、2015年度の子ども・子育て関連3法の施行以降もおおむね同様の制度が続いている。また、1997年度以前から、保育の費用の大部分を政府が負担し、保育所に支払われる費用は利用者1人当たりの額が年齢などに応じて定められてきた(2004～14年度の公立保育所を除く)。以上から、保育所については、1997年度以前から、準市場がおおむね存在してきたといえる。

②利用者の行為主体性

保育所の利用者(保護者)がサービスを選択する能力を持たないという指摘は見られず、また、利用者の7～8割は、どの保育所にするかを考え、入所手続に不満を感じていなかった。

③条件の充足

(a)競争

保育所の選択制に対しては、待機児童が数万人おり、サービスを自由に選ぶことはできないという批判があった。保育所の定員充足率は1999年以来9割以上(2001～14年には10月時点で10割超)であり、待機者は、定義が変更された2001年から2019年まで2万人前後が続き(他にも広義の待機者が5～7万人おり)、2000～12年には保育所利用者の15%前後が希望する時期から利用できなかった。他方で、待機者は利用者に対して1%前後(広義の待機者を含めても5%未満)であり、大都市部では2002年に利用可能な保育所が平均3～4あり、利用者は平均1～2番目に希望した保育所を利用しており、全国でも2000年頃に利用者の8～9割は希望する保育所を利用できていた。このように、保育所を希望どおりに利用することが困難な場合もあるが、希望する保育所を利用できる場合が大部分だった。

保育所の利用者は1997～2005年、定員は2003～07年に大きく増加し、また、2010年以降はどちらも大きく増加し、特に2015年以降は定員が急増した。保育所の利用者・定員が増加した主な要因としては、保育サービスの供給を増やすための国の計画に2002年度から保育サービス全体に関する数値目標が記載されたこと、保育所の運営費・施設整備費に関する国の支出が増加した時期があったこと、また、供給を増やすための手段のうち、定員超過を認める規制緩和が特に1998年から進められたこと、営利企業の参入が2000年に可能になり、その後も施設整備費の軽減や運営費の用途制限の緩和が行われ、参入数が2010年以降大幅に増加したことが挙げられる。なお、保育所以外の施設・事業(幼稚園の預かり保育、認定こども園など)も、保育所への需要を減らし、保育所の競争に寄与したと考えられる。また、職員の確保のための対策が2013年度から本格化して、給与が上昇し、職員が増加したことも、保育サービスの供給増加の前提になったといえる。

(b)情報

情報提供に関する保育所・市町村・都道府県の義務や、自己評価・第三者評価に関する保育所の努力義務が定められている。保育所はサービスの質に関する情報を比較的多く提供していたが、市町村はやや少なく、都道府県の多くが情報提供を行わない時期もあった。

利用者は、質に関する情報がある程度入手し、質をある程度重視して選択していたが、その程度は各情報について3～5割以下であることが多かった。なお、第三者評価の結果はほとんど入手、重視されていなかった。

(c)いいとこ取り

保育所が正当な理由なく保育を拒否することは禁止され、また、障害児の受け入れやそのための職員の加配、保育所の改修等に対する財政措置が設けられてきた。

障害児保育を実施する施設の数・割合や利用する児童の数は、1990年代以降、増加傾向であり、実施する施設の割合は2015年に6～8割になった。同時期に、自治体の5～8割は障害児保育に全保育所に対応するという方針を持ち、障害児のいる保育所のおおむね3～6割は職員加配の財源として自治体の補助金を受けていた。

④良いサービスの提供

(a)応答性

保育所は利用者のニーズ・欲求におおむね応答してきた。保育を行う時間は、1990年代中頃以降、2015年を除き、長くなる傾向が見られ、延長保育の実施割合は6割以上になった。また、応答性について不満を持つ利用者は1割以下であり、希望・意見を聴取・反映された利用者は6～8割だった。

(b)質

サービスの質に大きな問題は見られず、質が一貫して向上または低下する傾向も見られなかった。

まず、保育士のうち専任・常勤の割合は9割程度、専任・常勤職員のうち保育士資格を持つ割合は10割近く、保育士数の最低基準に対する実際の数の比率は2倍前後であり、施設の面積の平均値は最低基準をやや上回り、保育所での死亡事故の件数は年間1～7件だった。また、保育所は、さまざまな保育メニューをおおむね実施し、利用者の大部分は、保育所が望ましいことを行い、望ましくないことを行っていないと認識し、保育の質に不満を持っていなかった（ただし、施設・設備については1～2割、職員については3割が不満を持っていた）。

次に、専任・常勤の割合は1990年代中頃から減少または横ばいであり、勤務年数は2000年前後に

やや長くなる傾向があり、保育士資格を持つ割合や、保育士数の最低基準に対する実際の数の比率は、1990年代中頃からほとんど変化がなかった。また、死亡事故の件数は2004年からさしあたり横ばいであり、それ以外の重大事故の件数の増加は、報告の制度・対象に関する認識が広がってきたことが原因であると考えられた。

(c) 営利企業

営利企業は、応答性（保育を行う時間）は公営よりも高く、社会福祉法人とは差がなかった。また、質は、他の経営主体と差がないか（職員の雇用形態・資格・数）、制度上の要因（参入規制、施設整備費の負担）により低いとも考えられた（職員の経験年数、施設・設備）。他方、公平性（障害児保育の実施割合）は最も低かった。

以上をまとめると次のように言える。保育所については、1997年度以前から、準市場がおおむね存在してきた。保育所の利用者の大部分は、どの保育所にするかを考え、また、希望する保育所を利用できていた。他方で、質に関する各情報を入手し、それらを重視して選択する利用者は3～5割以下であることが多かった。応答性に不満を持つ利用者は少なく、保育を行う時間は増加傾向だった。サービスの質に大きな問題は見られず、質が低下する傾向は見られなかったが、向上する傾向も見られなかった。いいとこ取りを防止する規定や財政措置が設けられ、障害児保育の実施施設や利用児童は増加傾向だった。このように、応答性と公平性は向上したが、質は向上も低下もしなかった。

(2) 考察

以上の分析結果のうち、応答性は向上したが質は向上しなかったこと、質が低下しなかったこと、公平性が向上したことの原因を考察する。

① 応答性と質の違い

応答性（保育を行う時間）は向上したが質（職員の質・数、事故件数）は向上しなかった原因としては、応答性と質の間で、利用者が情報を入手した割合、向上する余地、財政措置が異なっていたことが考えられる。

第1に、利用者が情報を入手した割合は、開所時間・延長保育については7割だったが、職員については3割だった（4章2節②(c)）。そのため、保育所は、多くの利用者が情報を入手した、保育を行う時間を改善したと考えられる。なお、利用者が重視した割合は、長時間の保育が3～4割、職員への信頼が2～3割で、大きな差はなかった（表3）。

第2に、向上の余地の違いについては、開所時間は2019年時点でも12時間以内であることが多く（表9）、保育を行う時間を増やす余地は大きかったが、専任・常勤の割合や保育士資格を持つ割合

は以前から9～10割、死亡事故の件数は2019年まで2～7件だったため、これらを改善する余地は小さかったと考えられる。なお、死亡事故以外の重大事故の件数は減らす余地があるが、上述のとおり実際の増減は不明である。また、職員の数を増やす余地はあるが、これについては次に述べる。

第3に、財政措置については、延長保育に対しては、必要な経費を市町村が支弁・補助し、市町村の事業やそれに対する都道府県の補助事業に国が補助する制度などが設けられている（2007年度からは公営を除く）（厚生省1995：別紙2、7、同1998、2000：別添1、厚生労働省2005a、同2005b、同2007a、同2007b、同2010：別添6、同2015b、同2020a）。また、延長時間が長ければ金額も多くなる仕組みがとられていた（内閣府2013：2）。他方、職員の数については、国の基準を超えて増員しても国からの支出は増えず（障害児保育のための加配などを除く）、また、自治体が国の基準を上回る基準を定めて運営費を加算する場合でも（横浜市2021：19など）、自治体の基準を超えた増員には加算されない。このように、延長保育を実施すれば延長時間に応じて経費が支払われるが、職員を増やしても加算には限度があるため、延長保育の実施割合は増加し、職員数は増加しなかったと考えられる。

②質の維持

質が低下しなかった原因としては、利用者が質に関する情報がある程度入手・重視したこと、介護保険制度と同様に（児山2019：246）、価格競争が行われず、設備・運営に関する基準が定められていることが考えられる。

第1に、利用者の3割は職員に関する情報を入手し（4章2節②(c)）、1～4割は選択の理由や重視した点として職員の質・数を挙げていた（表2、3）。この程度の割合であれば、質を向上させるほどの効果はなくても、質の低下を防ぐ効果はあった可能性がある。

第2に、競争が起こると人件費削減のために非正規職員が雇用されるという批判があったが、保育所は価格を決められず、価格競争は起こらないので、競争のために費用を削減する必要もないと考えられる。利用者が負担する費用は、1997年度までは市町村長が負担能力に応じ徴収し、1998～2014年度は市町村長が家計に与える影響を考慮して定める額を徴収し、2015年度以降も私立保育所については同様の制度が続いた（公立保育所は公の施設であり、使用料は条例で定める（地方自治法244条の2、田谷2002：258、262））。

第3に、設備・運営に関する基準に適合して認可された保育所は、認可外保育施設よりも死亡事故の件数が少なかった（4章1節⑥(d)注4）ことから、このような基準は安全性が低下しなかった原因であると考えられる。ただし、職員に関しては、1998年から短時間勤務保育士を最低基準上の保育士定数に充てることが認められ、2002年には常勤保育士を8割以上とする規定が削除されたが、その後も常勤保育士の割合が低下する傾向は見られず、また、保育士数は国の基準を大幅に上回る水準で推移していることから、基準の存在は職員の質・数が低下しなかった原因であるとはいえない。

③公平性の向上

公平性（障害児保育）が向上した原因としては、いいとこ取りを禁止する規定、障害児保育に対する財政措置、自治体の方針が考えられる。ただし、いいとこ取りを禁止する規定の実施状況に関する実証的な調査・研究は見られなかった。また、障害児のいる保育所のおおむね3～6割は職員加配の財源として自治体の補助金を受けていたが、保育所独自の財源を用いるものも最大3～4割あった。他方、自治体の方針は、全保育所で対応するというものが公立で8割、私立で5割であり、障害児保育の実施割合の違い（公営の方が大きい）とも一致していた。以上から、公平性が向上した主な原因は自治体の方針であり、ある程度影響を与えた原因は財政措置であり、影響を与えた可能性のある原因はいいとこ取りを禁止する規定であると考えられる。

最後に、本稿の分析・考察の内容をまとめると、次のようにいえる。保育所については、1997年度以前から、準市場がおおむね存在してきた。保育所の利用者の大部分は行為主体として行動する能力を持ち、また、競争という条件が充たされる場合が大部分だった。他方、情報を入手した利用者の割合は、応答性に関しては多かったが、質に関してはそれほど多くなかった。このことが一因となり、応答性は向上したが、質は向上しなかった（他の原因として、向上の余地や財政措置の違いもあった）。また、利用者が質に関する情報がある程度入手・重視したことが一因となり、質は低下しなかった（他の原因として、価格規制、設備・運営に関する基準もあった）。そして、いいとこ取りを防止する自治体の方針や財政措置が原因となり、公平性が向上した（いいとこ取りを禁止する規定も原因となった可能性がある）。

注

- (1) 業務の多様化の具体的な内容・意味は述べられていないが、1998年度施行の児童福祉法改正により、保育所は、地域の住民に対して、保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならないことが定められた(48条の2)。

参考文献

厚生労働省事故報告は発行年ではなく調査時点の年(度)を示した。

安達励人(2006)「倉敷市内の幼児英語活動の実態調査：幼稚園・保育園の園長を対象に」『倉敷市立短期大学研究紀要』44、21-28。

石田慎二(2015)『保育所経営への営利法人の参入：実態の検証と展望』(法律文化社)。

宇賀田克子、松原留美、森啓一郎(2005)「福岡県の保育所における音楽、英語および園芸の実施状況(アンケート調査)」『福岡女子短大紀要』66、17-27。

木下秀雄、村田浩治(1997)「改定児童福祉法を活用するために」、大阪保育研究所編『保育園がかわる：生かそう改定児童福祉法』(大阪保育研究所)、30-66。

- 厚生省（1980）厚生省児童家庭局長「保育所における障害児の受入れについて」（児発第92号、1980年2月22日）、厚生省編1989：260。
- （1989）厚生省児童家庭局長「保育所地域活動事業の実施について」（児発第396号、1989年5月29日）、厚生省編1989：273-274。
- （1995）厚生省児童家庭局長「特別保育事業の実施について」（児発第445号、1995年4月25日）、社人研。
- （1998）厚生省児童家庭局長「特別保育事業の実施について」（児発第283号、1998年4月8日）、柏女霊峰編『改正児童福祉法のすべて：児童福祉法改正資料集』（ミネルヴァ書房、1998年）、116-124。
- （2000）厚生省児童家庭局長「特別保育事業の実施について」（児発第247号、2000年3月29日）、ハンドブック2000：693-710。
- （2003）厚生省児童家庭局長「特別保育事業の実施について」（児発第247号、2000年3月29日、2003年3月31日改正）、ハンドブック2003：953-989。
- 厚生省施設概況（1998-1999）「社会福祉施設等調査の概況」。
- 厚生省施設調査（1991、1994）厚生省大臣官房統計調査部編『社会福祉施設調査報告』（厚生統計協会）。
- （1996-2000）「社会福祉施設等調査」。
- 厚生省編（1989）厚生省児童家庭局編『児童福祉六法（平成2年版）』（中央法規出版）。
- 公正取引委員会（2014）『保育分野に関する調査報告書』。
- 厚生労働省（2002）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）」（雇児発第0422001号、2002年4月22日）、ハンドブック2003：1688-1709。
- （2004）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇児発第0507001号・社援発第0507001号・老発第0507001号、2004年5月7日）、ハンドブック2004：1649-1667。
- （2005a）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（雇児発第1226003号、2005年12月26日）、ハンドブック2006：1075-1090。
- （2005b）厚生労働事務次官「平成17年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」（厚生労働省発雇児第1226007号、2005年12月26日）、ハンドブック2006：1014-1074。
- （2007a）厚生労働事務次官「平成18年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」（厚生労働省発雇児第0122002号、2007年1月22日）、ハンドブック2007：972-1037。
- （2007b）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（雇児発第0122003号、2007年1月22日）、ハンドブック2007：1038-1057。
- （2008）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」（雇児発第0609001号、2008年6月9日）、ハンドブック2008：1103-1130。
- （2010）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育対策等促進事業の実施について」（雇児発第0609001号、2008年6月9日、2010年4月20日改正）、ハンドブック2010：1403-1426。
- （2014）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」（雇児発第0401第12号・社援発0401第33号・老発0401第11号、2014年4月1日）、老人福祉関係法令研究会編『老人福祉関係法令通知集 平成26年版』（第一法規出版、2014年）、1837-1887。
- （2015a）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「保育環境改善等事業の実施について」（雇児発0413第27号、2015年4月13日）、ハンドブック2015：1420。
- （2015b）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「延長保育事業の実施について」（雇児発0717第10号、2015年7月17日）、ハンドブック2015：1377-1380。

- (2017)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日)、ハンドブック2017：1429-1434。
- (2018a)子ども家庭局『全国児童福祉主管課長会議説明資料』(2018年3月20日)。
- (2018b)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日、2018年4月24日改正)、ハンドブック2018：1430-1436。
- (2019)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日、2019年3月29日改正)、ハンドブック2019：1578-1584。
- (2020a)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「延長保育事業の実施について」(雇児発0717第10号、2015年7月17日、2020年4月1日改正)、ハンドブック2021：1587-1591。
- (2020b)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日、2020年5月1日改正)、ハンドブック2020：1586-1593。
- (2021)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可保育所等設置支援事業の実施について」(雇児発0331第30号、2017年3月31日、2021年3月31日改正)、ハンドブック2021：1643-1651。
- 厚生労働省事故報告(2010-2014)「保育施設における事故報告集計」。
- 厚生労働省施設概況(2001)「社会福祉施設等調査の概況」。
- 厚生労働省施設調査(2001-2019)「社会福祉施設等調査」。
- 厚生労働省児童概況(2000、2005-2006、2008-2009、2011-2012、2014-2015)「地域児童福祉事業等調査結果の概要」。
- 厚生労働省児童調査(2006)「地域児童福祉事業等調査」。
- 厚生労働省保育状況(2020)「『保育所等関連状況取りまとめ』を公表します」。
- 国民生活センター(2007)『利用者と施設長がみた保育サービスの実態：子どもが安心して保育サービスを受けられるために』。
- 児山正史(2016)「準市場の優劣論と社会福祉基礎構造改革論」『人文社会論叢(社会科学篇)』(弘前大学人文学部)35、25-41。
- (2019)「準市場の優劣論と介護保険制度導入後の結果(4・完)」、『人文社会科学論叢』6、235-249。
- 佐藤香苗(2004)「子どもたちに楽しい経験を?：日本における英語活動の現状と問題点」『東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要』2、59-68。
- 白石小百合、鈴木亘(2003)「経営主体別にみた保育サービスの質：認可・認可外保育所の比較分析」、八代尚宏、日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』(東洋経済新報社)、149-170。
- 杉山隆一(2009)「少子化対策特別部会第一次報告からみえてくるもの」、保育・子ども政策研究会編『岐路に立つ保育園：社会保障審議会少子化対策特別部会はどんな未来を描いたか』(かもがわ出版)、25-42。
- 全国社会福祉協議会(2020)「受審数等の状況(総括表)(3)前年度との比較」(2020年度調査)。
- 全国保育協議会(2012)『全国の保育所実態調査報告書2011』。
- (2017)『全国保育協議会会員の实態調査報告書2016』。
- 全国保育団体連絡会(1998)「〔見解〕『社会福祉基礎構造改革』について」(1998年12月14日)、『保育情報』264(1999年2月)、21-22。
- 総務省(2016)『子育て支援に関する行政評価・監視：子どもの預かり施設を中心として』。
- (2018)総務省行政評価局『子育て支援に関する行政評価・監視：保育施設等の安全対策を中心として 結果報告書』。
- 瀧澤ジェーン(2007)「北海道胆振支庁内幼稚園および保育園における英語教育実施状況に関するアンケートと保育学科のカリキュラムに対しての影響」『文化女子大学室蘭短期大学研究紀要』30、25-51。
- 田谷聡(2002)『地方自治総合講座 4 財務管理』(ぎょうせい)。

内閣府 (2010)「障害児に対する支援について」(子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム、第7回、2010年12月15日、資料2)。

——(2013)「延長保育事業について」(子ども・子育て会議基準検討部会、第8回、2013年11月25日、資料2-3)。

——(2016)「子ども・子育て支援法に基づく情報公表について」(子ども・子育て支援新制度説明会、2016年7月25日、資料5)。

内閣府事故報告(2015-2020)「『教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」。

内閣府障害者(2017-2018, 2020-2021)『障害者白書』。

中山徹(2012)「本格実施までに市町村、保育所、保護者会が検討すべきこと」、中山徹、杉山隆一、保育行財政研究会編『テッテイ解明!子ども・子育て支援の新制度:今考えること、取り組むこと』(自治体研究社)、121-152。

日本保育協会(1999)『保育所制度と保育サービスに関する調査研究報告書』。

——(2016)『保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、障害児保育等のその支援の内容、居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書』。

——(2018)『「保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究」報告書』。

日本保育協会保育制度(2000, 2008)『改正保育制度施行の実態に関する調査報告書』『改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書』。

狭間直樹(2018)『準市場の条件整備:社会福祉法人制度をめぐる政府民間関係論』(福村出版)。

福士洋子、成田恵子、坂本明裕(2009)「保育現場における英語活動の実態調査:青森県の全幼稚園・保育所を対象に」『青森の星短期大学紀要』35、47-66。

ベネッセ(2004)ベネッセ未来教育センター『第2回子育て生活基本調査(幼児版)』(ベネッセコーポレーション)。

——(2009)Benesse教育研究開発センター『第3回子育て生活基本調査(幼児版)』(ベネッセコーポレーション)。

堀勝洋(1997)『現代社会保障・社会福祉の基本問題:21世紀へのパラダイム転換』(ミネルヴァ書房)。

みずほ情報総研(2017)『保育所における障害児保育に関する研究報告書』。

八代尚宏(2003)『規制改革:「法と経済学」からの提言』(有斐閣)。

横浜市(2021)横浜市こども青少年局こども施設整備課『保育所整備の手引き:整備希望の皆様へ:令和3年8月版』。